

## ○北海道立道民の森条例（平成2年7月23日条例第16号）

## 北海道立道民の森条例

平成2年7月23日  
条例第16号

改正	平成5年3月31日条例第15号 〔第1次改正〕	平成9年4月3日条例第48号 〔第2次改正〕
	平成11年3月15日条例第12号 〔第3次改正〕	平成16年3月31日条例第50号 〔第4次改正〕
	平成17年10月18日条例第107号 〔第5次改正〕	平成20年3月31日条例第50号 〔第6次改正〕
	平成24年3月30日条例第50号 〔第7次改正〕	

北海道立道民の森条例をここに公布する。

## 北海道立道民の森条例

(設置)

第1条 道民に、森林とのふれあいのなかで、森林のもたらす恩恵を享受する機会を提供することにより、自然と共に生きる心を培うため、北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道民の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立道民の森	石狩郡当別町及び樺戸郡月形町

(事業)

第3条 道民の森は、次の事業を行う。

- (1) 道民の森の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (2) 森林に関する学習の機会を提供し、及び自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業

追加〔平成17年条例107号〕

(指定管理者による管理)

第4条 道民の森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例107号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第7条第1項の承認に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例107号〕

(利用日及び利用時間)

第6条 道民の森の利用日及び利用時間は、別表第1に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、道民の森の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例107号〕

(利用の承認)

第7条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 管理棟学習室
- (2) 野外ステージ
- (3) キャンプ場（デイキャンプ場を除く。）
- (4) シャワー室
- (5) 工芸館工作室
- (6) 陶芸館工作室
- (7) バンガロー
- (8) 宿泊棟
- (9) 森林学習センター（研修室及び体育館に限る。）
- (10) パークゴルフ場

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道民の森の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

一部改正〔平成5年条例15号・9年48号・11年12号・16年50号・17年107号〕

（承認の基準）

第8条 指定管理者は、道民の森の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道民の森の設置の目的に反するとき。
- (2) 道民の森の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他道民の森の管理運営上支障があると認められるとき。

追加〔平成17年条例107号〕

（変更の承認）

第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第7条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成17年条例107号〕

（承認の取消し等）

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第7条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

追加〔平成17年条例107号〕

（利用料金）

第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

全部改正〔平成16年条例50号〕、一部改正〔平成17年条例107号〕

（指定管理者の指示等）

第12条 指定管理者は、道民の森の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、

利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

追加〔平成17年条例107号〕

(知事による管理)

第13条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、道民の森の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例107号〕

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成5年条例15号・17年107号〕

附 則

この条例は、平成2年9月24日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第15号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日条例第48号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第12号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第50号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第107号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）の施設の利用に係る申込みでこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の道民の森の施設の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立道民の森条例第7条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則（平成20年3月31日条例第50号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第50号）

〔北海道立道民の森条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

地区名	施設名	利用日	利用時間
-----	-----	-----	------

神居尻地区	管理棟		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	野外ステージ			午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
	キャンプ場	林間キャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで（林間キャンプ場利用者については、午後9時まで）
		デイキャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで
	シャワー室			午後2時から翌日の午前10時まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午前10時まで）
	宿泊棟			午前9時30分から午後4時30分まで
	森林学習センター	展示室		午前9時30分から午後8時30分まで
		研修室		午前9時30分から午後4時30分まで（登山者を除く。）
体育館				
駐車場				
青山ダム地区	パークゴルフ場		5月1日から9月30日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	ゲートボール場			
	管理棟			
	駐車場			
一番川地区	キャンプ場	オートキャンプ場	5月1日から9月30日まで	午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
		自然体験キャンプ場		午前9時30分から午後4時30分まで
	管理棟			
	駐車場			
月形地区	工芸館		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	陶芸館			午後2時から翌日の午後0時30分まで（2泊以上の場合は、午後2時から最終日の午後0時30分まで）
	学習キャンプ場			午前9時30分から午後4時30分まで
	バンガロー			
	駐車場			
牧場南地区	管理棟		6月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	駐車場			
青山中央地区	案内所		5月1日から10月31日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
	駐車場			

追加〔平成17年条例107号〕

別表第2（第11条関係）

区分	利用料金の上限額	
管理棟学習室	1時間につき	1,960円
野外ステージ	1日につき	8,970円

キャンプ場	オートキャンプ場		テント1張り1泊につき	3,640円		
	林間キャンプ場		テント1張り1泊につき	1,470円		
	自然体験キャンプ場		テント1張り1泊につき	1,470円		
	学習キャンプ場		テント1張り1泊につき	1,470円		
シャワー室			1回につき	670円		
工芸館工作室	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者		1人1日につき	460円		
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		1人1日につき	880円		
陶芸館工作室	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者		1人1日につき	600円		
	2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		1人1日につき	1,070円		
バンガロー(10人用)			1棟1泊につき	8,970円		
バンガロー(4人用)			1棟1泊につき	4,480円		
宿泊棟	1 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びにその引率者が学校教育又は社会教育に係る学習で利用する場合	小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにその引率者	1人1泊につき	670円		
		高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにその引率者	1人1泊につき	1,170円		
	2 1以外の場合	6人部屋	1室1泊につき	16,800円		
		4人部屋	1室1泊につき	12,100円		
森林学習センター	研修室		全室	1時間につき	3,640円	
			A室	1時間につき	1,230円	
			B室	1時間につき	2,730円	
	体育館	全部利用の場合		午前		9,230円
				午後		9,230円
				夜間		12,400円
		個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	午前		330円
				午後		330円
			2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	午前		670円
				午後		670円
		夜間		670円		
パークゴルフ場			1人1日につき	930円		

備考 午前とは午前9時30分から午後1時まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後4時30分から午後8時30分までとする。

追加〔平成5年条例15号〕、一部改正〔平成9年条例48号・11年12号・16年50号・17年107号・20年50号・24年50号〕

改正	平成5年4月30日規則第38号	平成6年3月31日規則第38号
	平成7年10月17日規則第77号	平成8年3月31日規則第45号
	平成9年4月3日規則第72号	平成10年3月24日規則第22号
	平成11年2月19日規則第13号	平成11年3月15日規則第19号
	平成12年3月31日規則第159号	平成16年3月31日規則第58号
	平成17年10月28日規則第125号	平成18年9月29日規則第137号
	平成19年3月16日規則第19号	平成24年3月30日規則第29号

北海道立道民の森管理規則をここに公布する。

北海道立道民の森管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用料金の額の承認）

第2条 北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

（利用料金の還付の基準）

第3条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 利用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になった場合
- （2） 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

（利用料金の減免の基準）

第4条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 次に掲げる者の利用（ア及びイに規定する者にあつては、工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合に限る。）の利用に限る。）については、利用料金を免除することができることとする。
  - ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
  - イ 学校教育又は社会教育に係る学習で利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
  - ウ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
  - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
  - オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
  - カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - キ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
  - ク 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
  - ケ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及

びその引率者

コ その他知事がアからケまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号・18年137号・19年19号・24年29号〕

(行為の許可)

第5条 道民の森において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 興業を行うこと。

(3) 集会、競技会その他これらに類する催しを行うこと。

2 知事は、前項各号に定める行為が公衆の道民の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第1項の許可に道民の森の管理上必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該許可を取り消すことができる。

(1) 許可の条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

(行為の許可の申請等)

第6条 前条第1項の規定により、知事の許可を受けようとする者は、あらかじめ、別記第2号様式の許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条第1項の許可をしたときは、別記第3号様式の許可書を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

(遵守事項)

第7条 道民の森を利用する者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 道民の森の施設等を汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 指定の場所以外の場所で火気を使用し、又はキャンプをしないこと。

(4) 指定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

(原状回復の義務)

第8条 条例第7条第1項の規定により道民の森の管理棟学習室、野外ステージ、キャンプ場（デイキャンプ場を除く。）、シャワー室、工芸館工作室、陶芸館工作室、バンガロー、宿泊棟、森林学習センター（研修室及び体育館に限る。）又はパークゴルフ場（以下「管理棟学習室等」という。）の利用の承認を受けた者又は第5条第1項の許可を受けた者は、その利用又は許可の期間が満了するまでに、利用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第10条第1項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を制限され、若しくは停止されたとき、又は第5条第4項の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。

2 前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用の承認を受けた者又は当該許可を受けた者から徴収する。

一部改正〔平成5年規則38号・16年58号・17年125号〕

(知事による管理)

第9条 条例第13条第1項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第13条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第4条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは

は「知事」とする。

追加〔平成17年規則125号〕

附 則

この規則は、平成2年9月24日から施行する。

附 則（平成5年4月30日規則第38号）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第38号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第45号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月15日規則第19号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成16年3月31日規則第58号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月28日規則第125号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第29号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記第1号様式

（第2条関係）

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

別記第2号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成5年規則38号・12年159号・17年125号〕

別記第3号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕